

介護保険

介護保険制度は、40 歳以上の方全員が加入者（被保険者）となって保険料を負担します。介護が必要と認定されたとき、費用の一部を支払って、介護保険サービスを利用することができます。

介護保険サービスが受けられる方

- 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）
寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、身支度など日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合に介護保険サービスが受けられます。
- 40 歳から 64 歳までの方（第 2 号被保険者）
初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる特定の病気（特定疾病）により要介護状態や要支援状態になった場合に介護保険サービスが受けられます。

介護保険サービスを受けるまで

介護保険サービスを受けるには、要介護認定の申請が必要です。サービスまでの流れは次のとおりです。

①要介護認定の申請	65 歳以上の方は町からお送りしてある被保険者証、第 2 号被保険者の方はご加入の医療保険者証をお持ちのうえ、福祉介護課へ申請してください。申請時には、主治医の氏名・医療機関の名称、ご本人の状態、利用したい介護保険サービスなどについて伺います。
②認定調査	町の調査員が自宅などにお伺いし、本人の心身の状況などを調査します。（訪問調査） 申請の際に記載された主治医に、町から意見書の作成を依頼します。（主治医意見書）
③介護認定審査会	介護認定審査会で、訪問調査結果と主治医の意見書により、保健・医療・福祉の専門家が公平公正に審査します。審査の結果、要支援 1・2、要介護 1～5、非該当のいずれかに認定され、有効期間が決定されます。
④認定結果の通知	町から認定結果が通知されます。
⑤ケアプランの作成	どのようなサービスをどのくらい利用するかというケアプランを介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成します。
⑥サービスの利用	ケアプランに基づきサービスを利用します。原則、費用の 1 割（一定以上の所得がある方は 2 割又は 3 割）が利用者負担となります。

家庭・地域との連携を目指して
医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 **葵の園・小田原**
【併設サービス】
短期入所生活介護
葵の園・小田原短期入所生活介護
居宅介護支援事業所
小田原・おいほホームケアサービス
小田原市曽比1350 ☎0465-39-0115



かなえる介護をひかりの里で
すべての人に想いが叶う人生を
社会福祉法人 神奈川県社会福祉事業団
あしがら広域福祉センター **ひかりの里** 西大井1055
☎0465-82-2294



介護保険料

● 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）

・保険料の額

町全体で介護保険サービスがどのくらい必要になるか算出し、基準額を決定します。この基準額をもとに所得段階別に応じて保険料額が決まります。基準額は 3 年ごとに見直されます。

・保険料の納め方

保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と口座振替又は納付書による納付（普通徴収）があります。年金を年額 18 万円以上受給されている方は、原則年金からの天引き（特別徴収）となります。口座振替の手続きは 36 ページをご覧ください。

● 40 歳から 64 歳までの方（第 2 号被保険者）

40 歳から 64 歳までの方の介護保険料は、医療保険の保険料と一括して徴収されます。保険料の計算方法は、加入されている医療保険者にご確認ください。

介護保険で受けられるサービス

*介護度により利用できないサービスがあります。*町内事業所は令和 7 年度現在です。

サービス種類		内 容	町内事業所
在宅サービス	訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが訪問し、身体の介護や家事援助などをお手伝いします。	・在宅福祉ケア子育てサポートすずろ ・訪問介護あゆみ
	訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して入浴の介助をします。	
	訪問看護	看護師などが訪問し、療養の世話や診療の補助などをします。	・足柄上医師会訪問看護ステーション ・白鷗医院 ・樹医院 ・岡部医院 ・あじさいクリニック ・小泉クリニック ・訪問看護ステーションエリア ・あいつぐ訪問看護リハビリテーションあしがらサテライト ・訪問看護ステーション 燈かり ・caren リハ 訪問看護ステーション開成
	訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士などが訪問によるリハビリテーションを行います。	・おひさまクリニック開成 ・小泉クリニック ・介護老人保健施設あじさいの郷
	居宅療養管理指導	医師・歯科医師・歯科衛生士・薬剤師・管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	診療所 歯科診療所 薬局



医療法人社団 湘風会グループ

介護のお困りごと等
お気軽にご相談ください

- ◆ 一人暮らしの親がそろそろ心配
- ◆ デイサービスを利用したいけれど手続きは？
- ◆ デイに通うほどではないので訪問サービスを希望
- ◆ 家族の急用時にお泊りサービスを利用したい…

見学
随時
受付

地域密着型特別養護老人ホーム まほろばの家
大井町大井中央47 ☎0465-46-8037 (須田)

小規模多機能型居宅介護施設 きらめき
大井町大井中央48 ☎0465-20-4678 (平田)



サービス種類		内 容	町内事業所
在宅サービス	通所介護（デイサービス）	食事・入浴などの介護サービスや機能訓練を日帰りで受けられます。（定員 19 人以上）	・デイサービスセンター 福寿かいせい金井島 ・グロリアスデイ ・デイサービスセンター大和 ・みんなの家 ・リハビリ SPA ザ・プライム開成みなみ ・リハビリ SPA ひより
	通所リハビリテーション	老人保健施設・病院・診療所でリハビリテーションなどを日帰りで受けられます。	・介護老人保健施設あじさいの郷
	短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事・入浴・排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けられます。	
	短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	介護老人保健施設や医療施設の介護療養病床などに短期間入所して、看護や介護、機能訓練などを受けられます。	・介護老人保健施設あじさいの郷
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。	・ザ・プライム ・ザ・プライム燈り ・ザ・プライム燈庵

サービス種類		内 容	町内事業所
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に利用者の選択に応じて訪問系サービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供します。	・令和の郷
	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	
	認知症対応型共同生活介護	共同生活する住宅で認知症高齢者がスタッフの介護を受けるサービスです。	・グループホーム大和 ・グループホームはなの路
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事や入浴などの介護や健康管理が受けられます。	・介護老人福祉施設メゾン・開成
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が一体又は密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。	・24 ヘルパーステーション開成
	地域密着型通所介護	食事・入浴などの介護サービスや機能訓練を日帰りで受けられます。（定員 18 人以下）	・デイサービスあゆみ ・フィットケアカネコ開成支店 ・caren フィジカルケアセンター

サービス種類		内 容	町内事業所
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方が対象の施設で、食事や入浴などの日常生活の介護や健康管理を受けられます。	
	介護老人保健施設	利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活動作のリハビリなどを行いながら、在宅生活復帰をめざす施設です。	・介護老人保健施設あじさいの郷
	介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設で医療や看護などが受けられます。	
	介護医療院	介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的としたサービスです。	

サービス種類		内 容	町内事業所
その他のサービス	福祉用具貸与	車いすなど 13 種類の福祉用具の貸与を受けることができます。ただし、一部貸与品目に制限があります。	・ケア・ドゥ
	福祉用具購入	腰掛便座など 5 種類の福祉用具を購入した場合、一定の限度額内でかかった費用の 9 割（一定以上の所得がある方は 8 割又は 7 割）が払い戻されます。ただし、指定事業所から購入した場合に限ります。また、利用者の一時的な費用負担の軽減として受領委任払制度があります。	・ケア・ドゥ
	住宅改修 ※事前の申請が必要です。	在宅での生活に支障がないように、手すりの取り付けなどの介護保険の対象となる住宅改修を行った場合に、一定の限度額内において支払った費用の 9 割（一定以上の所得がある方は 8 割又は 7 割）が払い戻されます。また、利用者の一時的な費用負担の軽減として受領委任払制度があります。	

サービス種類		内 容	町内事業所
その他のサービス	居宅介護支援	介護支援専門員(ケアマネジャー)による支援のことです。要介護状態の方のところに訪問し、本人や家族の状況や希望を把握し、自立支援と QOL（生活の質）の向上を目的とした居宅サービス計画書(ケアプラン)を利用者と一緒に考えながら作成します。 *要介護 1～5 の方が対象です。要支援 1・2 の方の介護予防ケアプランは、原則地域包括支援センターが作成します。	・足柄上医師会訪問看護ステーション ・開成町社会福祉協議会 ・居宅介護支援エリア ・ケアプランはなの詩 ・在宅福祉ケア子育てサポートずろ ・居宅介護支援事業所芳徳の郷ほなみ

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65 歳以上の高齢者を対象に日常生活の支援や介護予防のために行われる事業です。

「介護予防・日常生活支援サービス事業」は、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能低下が認められた方が対象です。これまで要支援の方が利用していた介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）、介護予防通所介護（デイサービス）が総合事業に移行され、町の事業としてそれぞれ訪問型サービス・通所型サービスとして実施しています。

- 訪問型サービス ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
- 通所型サービス 通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- 一般介護予防事業 おおむね 65 歳以上のすべての高齢者を対象に、心身の状態悪化を防ぎ、生活機能を維持するために行われる様々な事業です。「訪問型サービス」及び「通所型サービス」の利用を希望する場合は、申請と基本チェックリストによる判定が必要です。「一般介護予防事業」は、おしらせ版や回覧等で内容や対象者を随時お知らせします。

開成町地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活続けられるように、地域ぐるみで支えていくための拠点です。要介護状態にならないように予防するための取組や、本人や家族からの相談をお受けしています。なお、当センターは開成町社会福祉協議会内に設置しています。

- 地域包括支援センターの業務内容
- 1. 介護予防ケアマネジメント
⇒ 介護状態になる恐れのある方の介護予防プログラムや要支援 1～2 の方の介護予防サービスのケアプランを作成します。
- 2. 権利擁護
⇒ 地域の高齢者が安心して暮らせるよう関係機関と連携をしながら、権利擁護相談や高齢者虐待防止のための取組をします。
- 3. 総合相談
⇒ 介護保険のほかにも、高齢者の生活全般にわたって幅広く相談を受け付け、専門的・継続的な観点から必要なサービスや機関につなげるための支援をします。
- 4. 包括的・継続的ケアマネジメント
⇒ 医療機関との連携や地域における介護支援専門員への後方支援やネットワークづくりをします。

健康

予防接種

個別予防接種の実施医療機関は保険健康課へお問合せください。
対象年齢になったら忘れずに予防接種を受けましょう。
対象疾病や対象年齢などが変更になる可能性があります。町ホームページで最新情報をご確認ください。

●妊婦・子どもの予防接種		●成人風しん	
●帯状疱疹		●高齢者肺炎球菌	
●高齢者インフルエンザ		●新型コロナウイルス	

成人の健康

●各種健診（検診）
脳卒中・がん・心臓病などの生活習慣病は、早期発見・早期治療が大切です。町では、各種健診(検診) を次のとおり実施しています。

検診種別			対象年齢	受診方法		内 容
				集団※1	個別※2	
がん検診	胃がん検診	バリウム	40 歳以上		○	問診・胃部X線検査
		胃内視鏡検査	50 歳以上 (前年度に胃内視鏡検査を受けた方は対象外)		○	問診・胃内視鏡検査
	肺がん検診		40 歳以上	○	○	問診・胸部X線検査
	大腸がん検診		40 歳以上	○	○	問診・便潜血検査 (2 日法)
	子宮頸がん検診		20 歳以上 *各人につき 隔年実施	○	○	子宮頸部 (問診・視診・細胞診)
	乳がん検診	マンモグラフィ検査	40 歳以上 *各人につき 隔年実施	○	○	問診・マンモグラフィ (乳房 X 線撮影)
		超音波検査	30 歳以上 *各人につき 隔年実施		○	問診・超音波検査

検診種別		対象年齢	受診方法		内 容
			集団※1	個別※2	
健康診査など	しいがし健診	75 歳以上	○	○	問診・尿検査・計測・診察・血圧測定・血液検査
	あじさい健診	18 歳～ 39 歳	○		
	B 型 C 型肝炎ウイルス検査	40 歳以上 (一度も検査していない方)	○	○	問診・血液検査
	胃がんリスク検査	40 歳の方 (一度も検査していない方)	○		問診・血液検査

※ 1 集団…保健センターなどで決められた日時に行うもの ※ 2 個別…町が委託している医療機関で随時行うもの

●保健事業

事業名	事業内容
健康教室	健康の保持・増進のために保健師や栄養士などが、病気についての知識や食事のとり方・運動や看護の方法などの健康教育を実施します。
成人健康相談	いつまでも元気に過ごせるように、健康に関する様々な相談をお受けしています。健診後の食事や運動に関する相談、血圧測定・尿検査・心の健康などの相談を受け助言します。
家庭訪問	保健師などが家庭を訪問し、健康についての相談に応じます。



高齢者福祉・生活保護

敬老祝金

長寿を祝い、米寿(88歳)、百寿(100歳)の節目を迎える方を対象に敬老祝金を支給します。

緊急通報装置

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は重度の障がい者、高齢者のみの世帯に対して、急病時に適切な対応が取れるように電話回線を活用した装置(通報装置とペンダント型発信機)を貸与します。

装置が発動すると通報先に自動で通報が入り、通報先とやり取りすることができます。また、通報先の判断で状況確認をしたり、救急車を要請したりするなどの対応をします。

救急医療情報キット

「救急医療情報キット」は、救急医療情報記載シートと保存用筒、ステッカー2枚が1セットとなっており、事前にシートに必要事項を記入し、保存用筒に入れ、保存場所(冷蔵庫の中)に置いておきます。ステッカーは、玄関先と保存場所の扉の2か所に貼っておき、目印にします。

高齢者や障がい者が自宅で体調が悪くなり救急で医療機関に行く場合に救急隊員が参考にして対応します。

家族がいる方でも急な出来事に気が動転してしまい、救急隊員とのやり取りがうまくできないことも多くあります。また、独居の方などは、救急車を呼んでもその後の対応ができない場合も想定されます。「もしも」の時の安全と安心のために「救急医療情報キット」を希望者に配布しています。

高齢者等紙おむつ購入費助成事業

在宅介護が必要な高齢者などの日常生活の便宜を図るため、紙おむつを購入する方に対し購入費用の一部を助成し、介護者の経済的負担を軽減します。

対象者は、開成町に1年以上居住している介護保険の要介護度認定区分が要介護4又は要介護5の方、又は、3歳以上で身体障害者手帳(肢体不自由)が1級又は2級の方になります。ただし、施設に入所中や病院に入院中の方は含まれません。

●助成額

- ・町民税非課税世帯の場合 年度額50,000円(上限)
- ・町民税課税世帯の場合 年度額25,000円(上限)

なお、紙おむつの領収書の原本を提出していただきますので、医療費控除と同時に使用することはできません。

生活保護

資産や能力の活用、扶養義務者からの援助、他の制度(年金や手当など他の法律手続で受けられるもの)の利用などあらゆる努力をしてもなお、国で定める最低生活を維持できない場合に、生活を保障し、その自立を助長する制度です。

●生活保護の相談と申請をするには

神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター(TEL 83 ― 5111)又は町福祉介護課で相談を受け付けています。申請は、本人・同居する親族・扶養義務者又は同居の家族が行うことができます。

なお、生活保護の決定及び実施機関は神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センターになります。



障がい者福祉

障害者手帳

●身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために、神奈川県知事が交付します。

交付の対象となる方は、視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体(上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・免疫機能・肝臓機能に永続する障がいがある方です。

申請には、申請書(福祉介護課にあります)・医師の診断書・写真(横3cm・縦4cm、上半身・脱帽)・印鑑・マイナンバーが必要です。

●療育手帳

知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために、神奈川県知事が交付します。

交付の対象となる方は、児童相談所又は総合療育相談センターで知的障がいと判定された方です(障がいの程度により、A1、A2、B1、B2に区分されます)。

申請には、申請書(福祉介護課にあります)・写真(横3cm・縦4cm、上半身・脱帽)・マイナンバーが必要です。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るために、神奈川県知事が交付します。

交付の対象となる方は、軽度の神経症や心身症などの一部の病気や、精神科の治療対象とならない人格障がい・知的障がいなどを除き、精神疾患があり長期にわたり日常生活又は社会生活への制約(生活障がい)がある方です。

申請には、申請書(福祉介護課にあります)・医師の診断書・写真(横3cm・縦4cm、上半身・脱帽)・印鑑・マイナンバーが必要です。

補装具・日常生活用具

●補装具の交付・修理

障がいの内容や程度によって、補装具の交付や修理が受けられます。世帯の所得により自己負担が異なります。

●日常生活用具の給付

在宅で重度の障がいのある方やお子さんに対し、日常生活の便宜を図る用具が給付されます。世帯の所得により自己負担が異なります。

町の障害者助成制度

●重度障害者医療費助成

重度の障がいのある方が医療機関にかかる時、保険適用分の自己負担分を助成します。医療証が使えなかった場合などは、かかった医療費の領収書をお持ちいただき、申請をすることで助成を受けることができます。

対象者は次に該当する方です。ただし、所得制限があります。なお、平成25年4月1日以降に65歳を超えてから該当の障がいになった方は対象になりません。

- ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた方
- ・知能指数が35以下の方 療育手帳A判定の方
- ・3級の身体障害者手帳の交付を受けている方で、知能指数50以下の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方(通院のみで入院分は対象になりません)

申請は、福祉介護課で手続きをしてください。

●福祉タクシー券助成

住民税非課税世帯に属する身体障害者手帳1・2級、知能指数35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数が50以下の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方で、通院などにタクシーを利用される方に対して、町から発行する福祉タクシー券1枚につき600円を町で負担するものです。なお、自動車燃料費助成、施設通所交通費助成との併用はできません。

●自動車燃料費助成

住民税非課税世帯に属する身体障害者手帳1・2級(下肢、体幹、視覚及び内部障がい)の方で、通学・通院などで自動車を自ら運転する方に、自動車の燃料費の一部を助成します。上限額は1か月2,000円です。なお、福祉タクシー券、施設通所交通費助成との併用はできません。

●住宅設備改良費の助成

障がい者に適するように、住宅設備を改造する経費を助成するものです。助成の範囲は、工事に要する経費または80万円のいずれか少ない額としますが、世帯の所得により自己負担があります。なお、助成を希望される場合は、着工前に必ず福祉介護課へご相談ください。

対象者は、身体障害者手帳1級又は2級の方、知能指数が35以下の方、身体障害者手帳3級の方で知能指数が50以下の方です(障がい部位や工事内容によっては、助成対象とならない場合があります)。

●障害者施設通所交通費助成

住民税非課税世帯に属する身体障害者手帳1・2級の

方、療育手帳 A1・A2 の方、身体障害者手帳3級かつ療育手帳 B1 の方及び精神障害者保健福祉手帳1級の方で、次のいずれかの障がい福祉サービスの支給決定を受けて施設に通所している方に対し、交通費の一部を助成するものです。助成額は、交通手段により異なります。なお、福祉タクシー券及び自動車燃料費助成との併用はできません。

- ・生活介護
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A・B 型

その他機関の助成制度

●有料道路助成
身体障害者手帳の交付を受けた方で、自動車を自ら運転し、また、第1種の身体障害者手帳又は重度の療育手帳所持者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合に有料道路の通行料金の割引が受けられるものです。登録できる自動車は障がい者の方 1 人につき 1 台です。

障がい福祉サービス

●障がい福祉サービスの種類

サービス種類	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴・排せつ・食事の介護などをします。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人のホームヘルプや外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援をします。
行動援護	知的・精神障がい、行動の危険回避のための援護、外出時の移動中の介護をします。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
生活介護	常時介護を要する方に、昼間介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間夜間も含めて施設において、入浴・食事・排せつの介護などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練） 宿泊型機能訓練	一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練をします。
就労継続支援A型（雇用型） B型（非雇用型）	通常の事業所雇用が困難な人に働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練をします。

ETCご利用による障がい者割引は、事前に登録いただいた ETC カード（障がい者本人名義の 1 枚に限定。ただし、本人が 20 歳未満の場合は、本人、親権者その他の法定代理人名義のカードのいずれか 1 枚が対象）を登録いただいた車両の ETC 車載器に挿入し、ETC 無線通行した場合のみ適用されます。

●NHK放送受信料の免除

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の各手帳のある方で、世帯構成員全員が市町村民税非課税である場合、全額免除の対象になります。

また、障がい者の方が世帯主でかつ受信契約者の場合、視覚・聴覚・重度の身体障がい者・重度の知的障がい者・重度の精神障がい者の場合、半額免除の対象になります。

サービス種類	サービス内容
就労選択支援	障がいのある方が自分に合う働き方や就労先を適切に選べるよう、就労アセスメントを活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助をします。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援をします。
自立生活援助	一人暮らしに必要な力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時対応により日常生活における課題を把握し必要な支援をします。
地域移行支援	障害者入所支援施設などに入所又は精神科病院に入院している障がい者に、住居の確保やその他の地域における生活に移行するため、相談その他必要な支援をします。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他必要な支援をします。

●障がい福祉サービスを利用するには

①サービスの利用相談	福祉介護課又は相談支援事業所に相談します。
②申請書の提出	相談の結果、サービスの利用を希望する場合、利用者は福祉介護課へ申請書を提出します。※申請には、マイナンバーの記載が必要です。
③サービス利用計画提出依頼書の交付	福祉介護課から申請者に対し、サービス利用計画案提出依頼書を交付します。申請者は、相談支援事業所にサービス利用計画案の作成を依頼します。
④障害支援区分の認定調査	調査員が家庭等を訪問し、現在の生活や心身の状況など全国統一の基準による調査（80 項目）をします。
⑤障害支援区分審査会	審査会において調査結果及び医師意見書から総合的に区分認定をします。（区分 1 ～ 6 ）
⑥サービス利用計画案の提出	申請者は、相談支援事業所で作成されたサービス利用計画案を福祉介護課に提出します。
⑦サービスの支給決定・受給者証の交付	障害支援区分及びサービス利用計画案をもとに、福祉介護課から申請者に対し、サービスの支給決定を行い、「受給者証」を発行します。
⑧サービス利用計画の作成	相談支援事業所が、サービス利用計画案をもとに、サービス提供事業所や担当者、利用者負担を記載したサービス利用計画を作成し、申請者に交付します。
⑨サービス提供事業所と契約・利用開始	申請者がサービスを提供する事業所と契約して、サービスを利用します。

- * サービス利用計画とは、サービス利用者を支援するための総合計画（トータルプラン）です。計画には利用者の意向や援助の方針、提供される援助の種類や内容、量などが記載されます。計画作成時に費用はかかりませんが、利用者は計画作成をする相談支援事業所との契約が必要です。
- * サービス利用計画は、利用者本人や家族が作成することも可能です。（セルフプラン）

特別児童扶養手当

日本国内に住所があり、政令で定める障がい等のある児童を養育している父又は母（父母が養育しない場合は、児童と同居している養育者）が特別児童扶養手当を受けることができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、手当を受けることができません。

- ・児童が児童福祉施設に入所しているとき
- ・児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受けることができるとき

手当を受けるには、手続きが必要です。なお、所得制限があります。詳細は福祉介護課へお問い合わせください。

障がい児通所支援

●障がい児通所支援の種類

種 類	内 容
児童発達支援	未就学の児童に日常生活における基本的動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援をします。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、理学療法などの機能訓練又は医学的管理下での支援をします。
放課後等デイサービス	就学中の児童・生徒に学校等の授業の終了後又は休業日、生活能力の向上のための必要な訓練や、社会との交流の促進その他必要な支援をします。
保育所等訪問支援	保育園、幼稚園、学校等を訪問し、集団生活適応のための専門的な支援その他必要な支援をします。

●障がい児通所支援を利用するには

①相談・申請	福祉介護課又は障がい児相談支援事業所に相談します。 相談の結果、希望する場合には福祉介護課に申請します。その際、心身の状況などについて保護者と面接・調査をします。 ※申請には、マイナンバーの記載が必要です。 ※申請時に障害者手帳又は発達支援が必要なことがわかる書類を提示してください。
②障がい児支援利用計画案の提出	福祉介護課から申請者（保護者）に対して、障がい児支援利用計画案提出依頼書を交付します。
③児童相談所などの意見聴取	必要に応じて、福祉介護課が児童相談所などに意見を聴く場合があります。
④通所給付要否決定	②や③や面接・調査を勘案して支給の要否を決定し、申請者（保護者）に「受給者証」を発行します。
⑤障がい児支援利用計画の作成	障がい児相談支援事業所は、障がい児通所支援の種類や内容、利用頻度、担当者などを記載した障がい児利用支援計画を作成し、申請者（保護者）に交付します。
⑥契約・利用の開始	申請者（保護者）がサービスを提供する事業所と契約し、サービスの利用を開始します。

* 障がい児支援利用計画案とは、利用者を支援するための総合計画（トータルプラン）です。計画には児童・保護者の意向や援助の方針、提供される援助の種類や内容、量などが記載されます。計画作成時に費用はかかりませんが、保護者は計画作成をする相談支援事業所との契約が必要です。
* サービス利用計画は、保護者が作成することも可能です（セルフプラン）。

地域生活支援事業のサービス

●相談支援

福祉介護課の他にも、町が委託している次の事業所で様々な相談に応じ、情報提供など必要な支援をします。

相談支援センター リあん	南足柄市塚原 2668 － 13	TEL 20 － 5014
--------------	------------------	---------------

●移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して支援します。

●訪問入浴サービス

重度の身体障がいのある方の家庭に訪問入浴車で出張し、入浴サービスを提供します。

●日中一時支援

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な負担軽減を図ります。

保健・福祉

福祉介護課 TEL 84 － 0316

地域福祉

公益社団法人 開成町シルバー人材センター

開成町シルバー人材センターは、60 歳以上の高齢者に対して、臨時的、短期的又は軽易な仕事を提供しています。高齢になっても継続して働くことにより、その就労意欲を満たすとともに、生きがいや健康づくり、一緒に働く仲間との交流にもつながっています。

●主な仕事内容

- 障子・網戸の張替
- 塗装、大工の作業
- 植木剪定・柿の剪定、除草・草刈り・農作業、清掃（室内・屋外）
- ゴミ捨て
- 公共施設などの施設管理・受付
- 宛名書き、書類・伝票の整理、パソコン入力、チラシ・ポスター作成

●仕事の依頼

主な仕事内容以外でもお受けできる仕事もありますので、お気軽にお問い合わせください。

●会員の入会

入会を希望される方は、開成町シルバー人材センターへお問い合わせください。一緒に働く仲間を募集しています。

●問い合わせ

開成町シルバー人材センター
延沢 656 － 1 TEL 83 － 6369

社会福祉法人 開成町社会福祉協議会

- 所在地 〒258 － 0021
開成町吉田島 1043 － 1
(福祉会館 1 階)
- T E L 82 － 5222

●社会福祉協議会は…

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ④その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- これらの実践をとおして、地域福祉の推進を図ることを目的とする非営利の民間組織です。

●開成町社会福祉協議会は…

地域に暮らす皆さんのほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして様々な活動を行っています。

- 自治会福祉活動支援事業
… 自治会福祉活動サポート事業の実施など
- 生活支援体制（支えあい事業の推進）※町受託事業
… 生活支援コーディネーターの配置

- ボランティアセンター事業
… ボランティア講座・交流会の開催など
- 当事者活動支援事業
… 当事者団体の育成・支援、敬老会の開催など
- 福祉教育事業
… 福祉教育推進事業助成、福祉作文コンクールの実施など
- 相談・支援事業
… 総合生活相談の実施、生活福祉資金の貸付など
- 権利擁護事業
… 日常生活自立支援事業の実施など
- 地域包括支援センター事業
… 地域包括支援センター事業の実施
- 在宅福祉サービスの事業
… ふくし移送サービス、生活援助ヘルパー派遣事業、福祉機器貸与事業、福祉コミュニティバス運行（町受託事業）など
- 介護保険事業
… 居宅介護支援事業の実施
- 法人マネジメント事業
… 理事会・監事会・評議員会の開催など
- 広報啓発事業
… 広報紙「社協だよりかいせい」の発行、社会福祉大会の開催など
- 福祉会館管理運営事業（指定管理）
… 福祉会館の管理・運営